

「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」(航空運賃還付金)について

沖縄県離島住民割引運賃カード(離島割引カード)をお持ちの小児(小学6年生まで)、障がい者手帳をお持ちのかたは対象運賃で購入された場合、航空運賃の還付ができます。

【対象となる方】

竹富町在住の小児(小学6年生まで)・身体障がい者の方

【対象路線】

石垣～那覇・石垣～宮古・石垣～与那国・石垣～波照間

【対象となる期間とチケットの運賃種別】

令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日までの搭乗分

小児の場合:小児普通運賃・離島割引

身体障がい者の場合:身体障がい者割引・離島割引

【申請に必要なもの】

●還付金請求書

HPよりダウンロードまたは政策推進課窓口、各出張所にて配布しております。

※印鑑 押印箇所がございます。

●搭乗券原本

搭乗券を紛失した場合は航空会社に運賃種別の記載がある搭乗証明書の発行をご依頼ください。

●運賃種別(離島割引等)が記載されているもの

e チケットや搭乗券、搭乗証明書に運賃種別の記載があればそちらで可能です。

●領収書

上記搭乗券等で運賃種別が確認できない場合は、運賃種別の記載がある領収書を添付してください。

●通帳の写し

口座名義人、口座番号、金融機関などが確認できるページの写し

●離島住民割引運賃カード

●障がい者の方の場合は障がい者手帳

●小児の場合は申請者との関係を示す書類(健康保険証や戸籍など)

コピー



※請求できる期間は、利用した年度の翌年度4月3日までです。ご注意ください。